

紙おむつ収集について

紙おむつの臭気、重量にお困りの方に下記のごみ出し支援を行います

紙おむつ利用世帯

高齢者や要介護者及び乳幼児など紙おむつを使用する方がいる世帯が対象です。
なお、可燃ごみ週2回収集が継続となる中高層マンションの居住者は除きます。

収集対象ごみ

汚物を取り除いた紙おむつ類（紙おむつ、紙パンツ、尿取りパッド、お尻拭き）

※市指定の可燃ごみ指定袋に入れて出してください。

収集方法

・週1回、戸別収集

※午前8時までに出してください。

※収集曜日は、決定通知書にてお知らせします。



ごみの出し方

・玄関先等面談時に決めた排出場所に出してください。

・市が貸し出す「福祉収集ごみ箱」に指定ごみ袋の口を結んだ状態にして入れてください。

1 受付・申し込み

※本人以外の代理申請可能
(親族・ケアマネジャーなど)

申込方法

- ①生活環境課の窓口またはホームページから、申請書を入手し、必要事項を記入してください。
- ②申請書を生活環境課へ提出してください。
- ③ごみの排出場所などを確認させていただきます。

※集合住宅の居住者は管理会社等の承諾書が別途必要です。

提出先

橋本市 総務部 生活環境課（市役所1階 ⑤番窓口）

受付時間：午前8時30分～午後5時15分 電話：0736-33-3702（課直通）



2 審査

- ・福祉収集実施の可否について、審査を行います。
- ・審査の結果については、郵送で通知書を送付します。



3 収集開始（決められた曜日、場所に出してください）

4 変更・休止などの連絡

- ・以下のような変更がある場合は、生活環境課へ直ちにご連絡ください。
また、廃止する際は「福祉収集ごみ箱」を生活環境課に返却してください。

- ①収集の変更（市内転居による住所変更など）
- ②収集の廃止（おむつの排出が無くなる、他市への転出など）

お問い合わせ：橋本市総務部生活環境課環境企画係
0736-33-3702

要件などについて確認します

収集をはじめます